

本資料は、内閣府『青少年白書』(平成 14 年度版)、文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」(平成 15 年)など三光に生徒指導研究センターが平成 15 年に作成したものをもとに、CAP センター・JAPAN が加筆・作成したもの。(平成 26 年)

戦後の問題行動等の推移や背景とその対応

年度	問題行動等の動向	文部科学省(文部省)の対応	社会状況等
昭和 20(1945)			・浮浪児問題
21			
22		・教育基本法、学校教育法・新少年法制定	・新少年法制定
23		・児童懲戒権の限界(法)	・冷戦時代
24		・体罰禁止の教師心得(法)	
25		・高校進学率 43%超	
26	・少年非行第 1 のピーク		
27		・中央教育審議会発足	
28			
29			・テレビ開局
昭和 30(1955)	・少年の自殺増加	・高校進学率 52%超	・高度成長、都市人口集中
31			
32		・暴力行為根絶の通知(文)	
33			
34	・カミナリ族		
35	・刃物事件多発		・所得倍増
36		・高校進学率 60%超	
37			
38	・生徒による非行増加		
39	・少年非行第 2 のピーク		
昭和 40(1965)	・期待される人間像	・高校進学率 70%超	・東京オリンピック
41	・家出少年増加・登校拒否(50 日以上)16,000 人超	・生徒指導の手引き発行	・過密・過疎
42	・シンナー乱用増加	・登校拒否(50 日以上)調査開始	
43			・中流意識・核家族
44	・学生紛争、高校生の反体制暴走拡大		
45	・少年非行低年齢化	・高校進学率 80%超	・大阪万博・三無主義
46	・性の逸脱行動、シンナー乱用少年補導増加	・学級担任の教師による生徒指導資料	
47		・中学校におけるカウンセリングの進め方に関する資料	
48		・高校進学率 90%超	・石油ショック
49	・遊び型非行、暴走族、対教師暴力増加		
昭和 50(1975)		・生徒指導主事制度化	
51	・初発型非行の増加		・ロッキード事件
52	・落ちこぼれ問題	・問題行動をもつ生徒の資料に関する資料	
53	・ぐ犯少年増加		
54		・生徒の問題行動に関する基礎資料	・家庭内暴力増加
55	・校内暴力頻発、登校拒否増加傾向	・生徒指導の手引き改訂	
56		・校内暴力、高校中退調査開始・小学生生徒指導資料	・横浜浮浪者殺傷事件
57	・登校拒否 2 万人超、生徒間暴力増大	・出席停止措置の通知	・臨時教育審議会
58	・少年非行第 3 のピーク		
59	・いじめ事件増加、登校拒否 3 万人超		
昭和 60(1985)	・いじめ事件増加	・いじめ問題通知、調査開始	・バブル経済
61	・いじめによる自殺増加	・生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導資料	
62	・薬物乱用増加		
63	・登校拒否 4 万人超	・校則見直し	
平成元(1989)		・学校における教育相談の考え方進め方に関する資料	・ベルリンの壁崩壊
2	・ダイヤル Q2 問題	・登校拒否(30 日以上)調査開始	・残虐ビデオ等問題
3	・高校生非行増加	・適応指導教師等設置	・バブル崩壊
4			・学校週 5 日制(月 1 回)
5			
6	・いじめ事件、自殺増加	・いじめ問題通知・アピール	・子どもの権利条約批准
7	・登校拒否 8 万人超	・スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始	・阪神・淡路大震災
8		・いじめ問題への総合的取組	
9	・少年非行の凶悪・粗暴化		・神戸少年事件
平成 10(1998)	・中学生等による殺傷事件多発	・問題行動等報告書・暴力行為、不登校調査見直し	・中教審「心の教育」
11	・学級崩壊の論議		
12	・17 歳の犯罪	・学級経営の充実に関する調査研究報告書	・ケータイ普及・倒産
13	・ひきこもり問題	・学校教育法改正	・同時テロ・少年法改正
14	・出会い系サイト等の問題	・問題行動等に関する報告書	・完全学校週 5 日制
15	・少年の重大事件発生	・不登校報告書	・イラク戦争
16	・小学生による事件多発	・生徒指導資料第 1 集(国研)発行	・インド洋大津波
17	・中学生、高校生による重大事件多発	・問題行動対策重点プログラム	・愛知万博・災害多発
18	・いじめを苦にした自殺	・新問題行動対策重点プログラム	・福岡飲酒運転事故死
19	・いじめ定義変更	・教育基本法改正・懲戒・体罰に関する考え方のまとめ	・少年法改正
20	・いじめ認知件数調査へ	・教育三法改正	
21	・不登校増加	・特別支援教育の開始	
22	・インターネットを介したいじめ「ネットいじめ」増加傾向	・教育再生懇談会	
23	・学校裏サイトがクローズアップ	・第 1 期教育振興基本計画閣議決定	
24	・改正児童虐待防止法	・学校における携帯電話の取扱い等について(通知)	
25	・児童福祉法改正		
26	・大学・短大への進学率 56.2%		
平成 20(2008)		・児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について(通知)	・青少年のインターネット利用環境実態調査
21		・教育再生実行会議・第 2 期教育振興基本計画・閣議決定	・東日本大震災
22	・小学生の暴力行為過去最多 7155 件・大津市中 2 いじめ自殺事件		・子ども・子育て支援法
23	・いじめ事件、いじめ自殺増加・桜宮高校体罰事件		・体罰問題がクローズアップ
24	・いじめ防止対策推進法/国の指針		・子どもの貧困対策法
25	・いじめ防止対策推進法/国の指針		・児童ポルノ禁止法改正
26	・いじめ防止対策推進法によって出された国の指針に基づき、地方自治体・学校設置者・学校等による基本方針の策定が本格化		

いじめに関する調査の変遷

調査対象時期	昭和 60 年度～平成 5 年度	平成 6 年度～平成 17 年度	平成 18 年度～
調査対象校種	公立小・中・高等学校	公立小・中・高等学校・公立特殊教育諸学校	国・公・私立小・中・高等学校・国・公・私立特別支援学校
調査におけるいじめの捉え方	①自分よりも弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの、 であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。	①自分よりも弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。	①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める。

平成 18 年度調査からのいじめの定義は以下のとおり。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

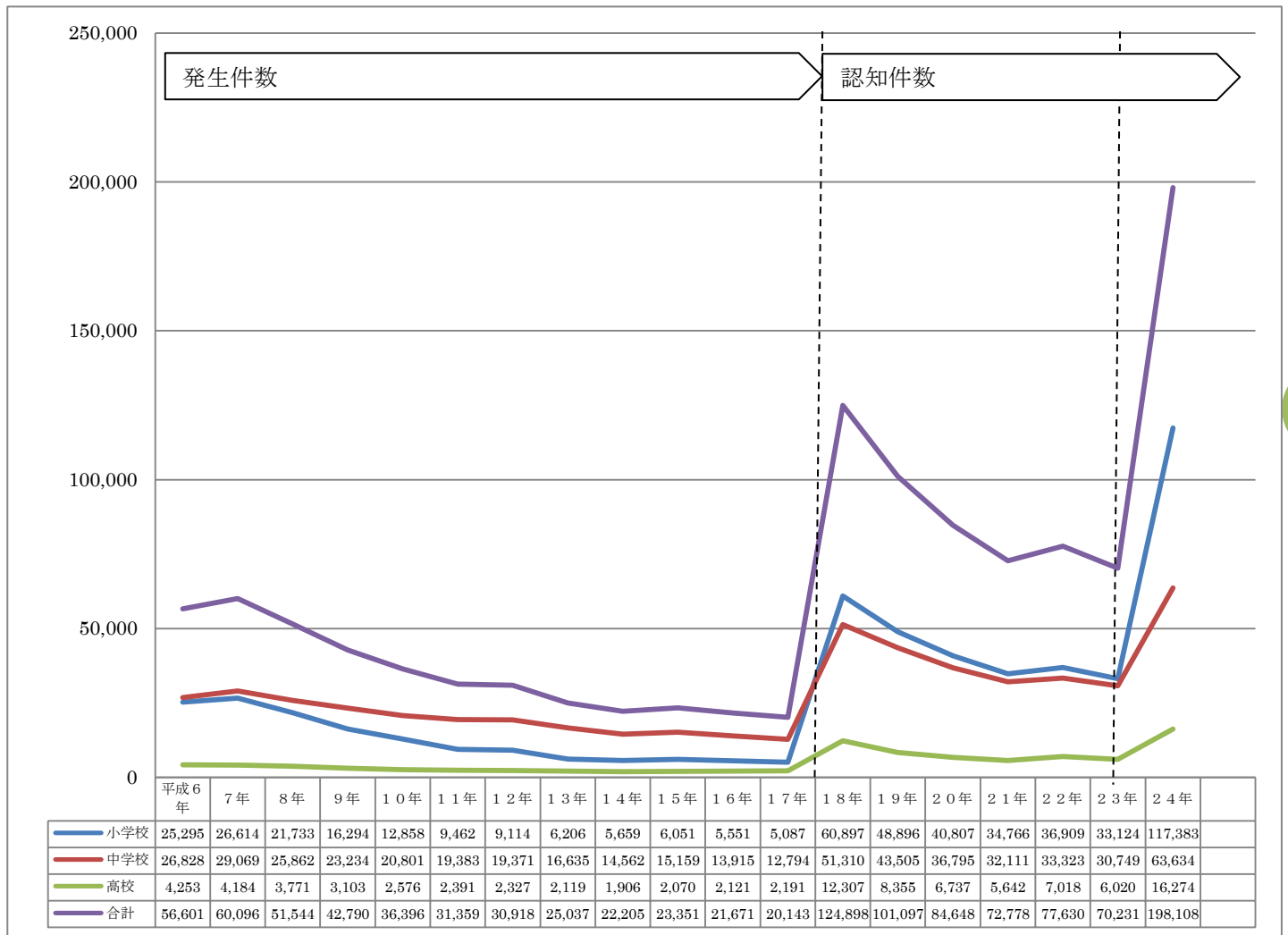
(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「攻撃的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注 5) けんか等を除く。

学校等関係者にあつては、自らの学校にもいじめがあるのではないかとの問題意識をもって、アンケートや個別面談等で積極的に実態把握を行うなど、定義等の見直しの趣旨を十分に踏まえた対応が求められる。

いじめ認知(発生)件数の推移



●平成6年（1994年）と平成18年（2006年）の大きな変化はなぜ？

- 平成6年は、報道などでいじめ問題が注目されたため、文部科学省からいじめに関する通知やアピールが出され、各学校が注意深く調査するようになり、認知件数が増えた。
- 平成18年は、社会問題として取り上げられたことをうけて、文部科学省がいじめの定義（判断基準／それまでの「発生件数」から「認知件数」に変更）を変えたことから増えた。

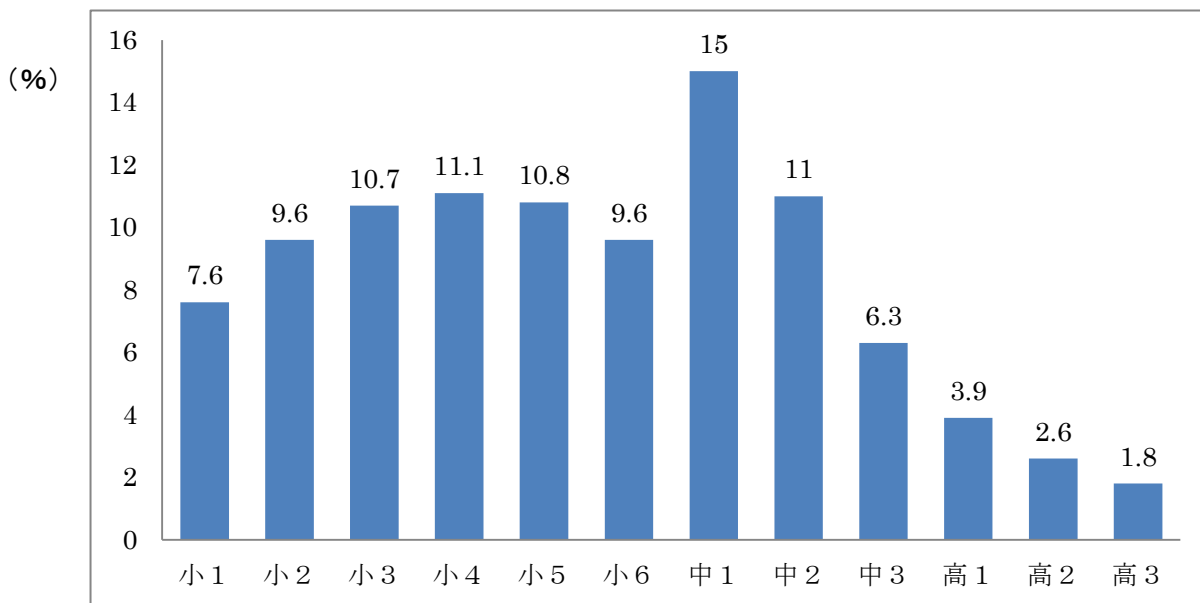
※「発生件数」と表現しなくなった理由

いじめという行為は、そもそもおとな（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能。つまり、認知できた件数は、あくまでも真の発生件数（それを特定することは不可能であるが）の一部に過ぎないため。

●平成24年度はいじめが急増？

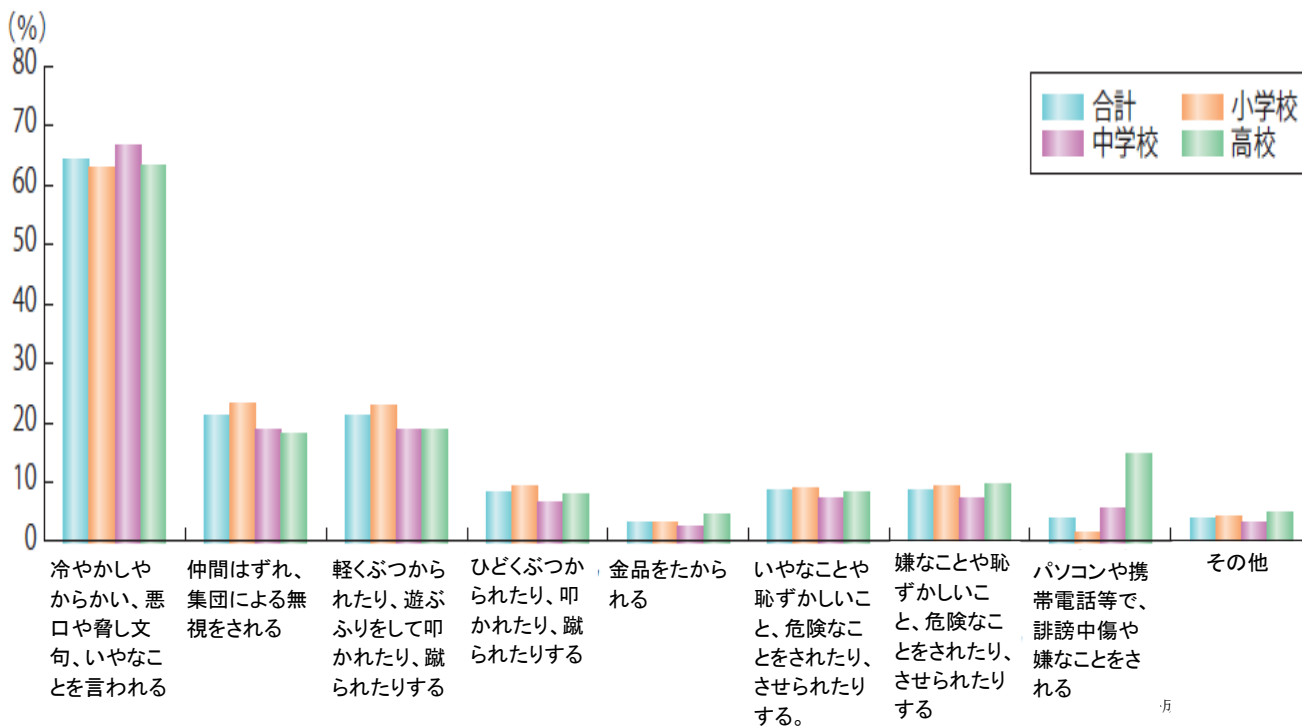
平成23年度分の「問題行動等調査」では、いじめの「認知件数」は7万231件。一方、平成24年には198,108件。この開きは実際にいじめが急増したからではなく、いじめ自殺事案を受けて積極的にいじめを把握しようと努めたことから生じたもの。

学年別いじめの認知件数構成割合(平成 24 年度)



参考資料)平成 25 年度「子ども・若者白書」(平成 26 年 6 月)をもとに CAP センター・JAPAN が作成。

いじめの態様



・若者白書」より

暴力行為に関する調査の変遷

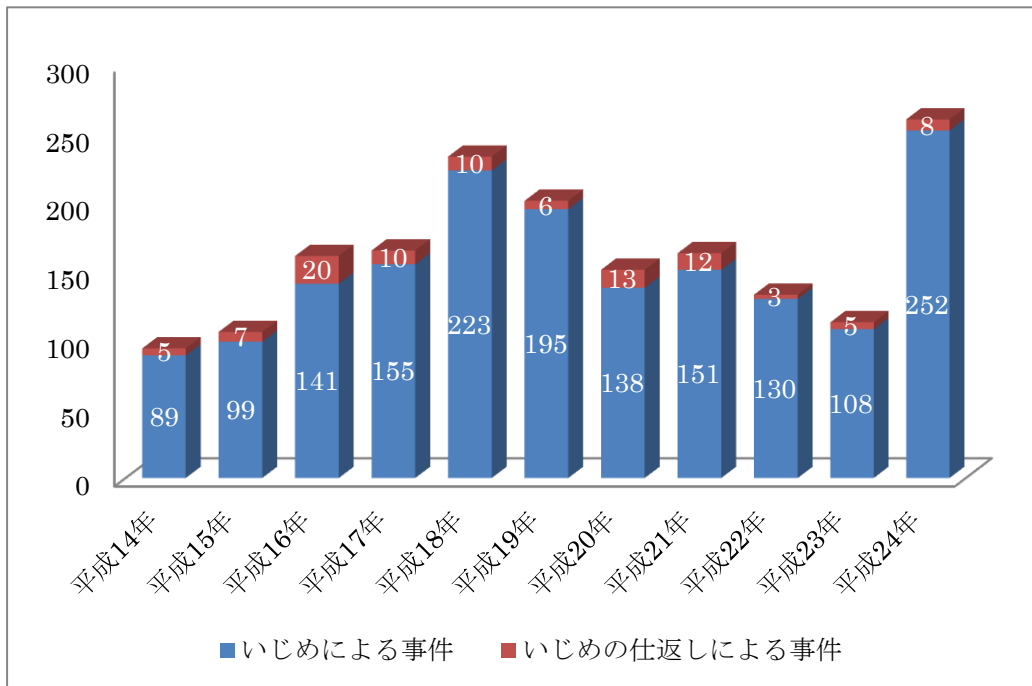
昭和 57 年度から文部科学省（当時は文部省）による「校内暴力」の状況についての調査が始まり、平成 9 年度からは「暴力行為」の調査に変更された。校内暴力と暴力行為の調査内容等の変更は表の通り。

調査対象時期	昭和 57 年度～平成 8 年度	平成 9 年度～平成 17 年度	平成 18 年度～
調査対象校種	公立中・高等学校	公立小・中・高等学校	国・公・私立の小・中・高等学校・中等教育学校
調査における定義	<p>【校内暴力】</p> <p>校内暴力とは、学校生活に起因して起こった暴力行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、学校の施設・設備の器物損壊の 3 形態がある。</p>	<p>【暴力行為】</p> <p>（平成 19 年度の調査においては、次のとおり、説明や例示を調査票に明示している。）</p> <p>「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師の限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。</p> <p>なお、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に挙げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とする。</p> <p>○「対教師暴力」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の胸ぐらをつかんだ ・養護教諭めがけて椅子をなげつけた ・定期的に来校する教育相談員を殴った <p>○「生徒間暴力」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った ・高等学校在籍の生徒 2 名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした <p>○「対人暴力」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論となり、暴行を加えた ・金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした <p>○「器物損壊」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレのドアを故意の壊した ・補修を要する落書きをした ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意の壊した 	

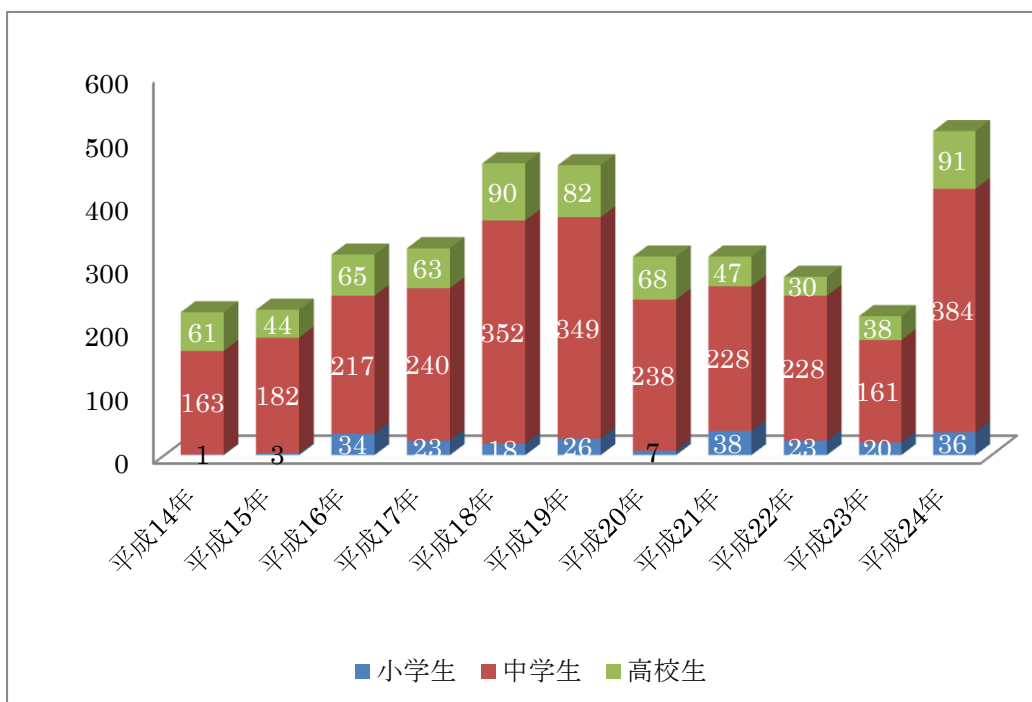
引用) 国立教育制作研究所生徒指導研究センター『生徒指導資料第 1 集(改訂版)』(2009. ぎょうせい)より

※文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、「暴力行為」の例示は故意に有形力を加える行為に限られているため、殴る・蹴るを伴わないで金銭を脅し取ったり（恐喝）、万引きをさせたり（強要）していたような場合、「暴力行為」ではなく「いじめ」に分類されている。

いじめに起因する事件の件数(平成 14 年～24 年)



いじめに起因する事件の検挙・補導人員(平成 14 年～24 年)



参考資料)「平成 24 年中における少年の補導及び保護の概況」警察庁生活安全局少年課
 国立教育制作研究所生徒指導研究センター『生徒指導資料第 1 集(改訂版)』(2009. ぎょうせい)
 上記 2 点をもとに CAP センター・JAPAN が作成

注)いじめ…単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まない。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

(引用)警察庁「少年非行等の概要(平成 20 年 1～12 月)」(平成 21 年 2 月)

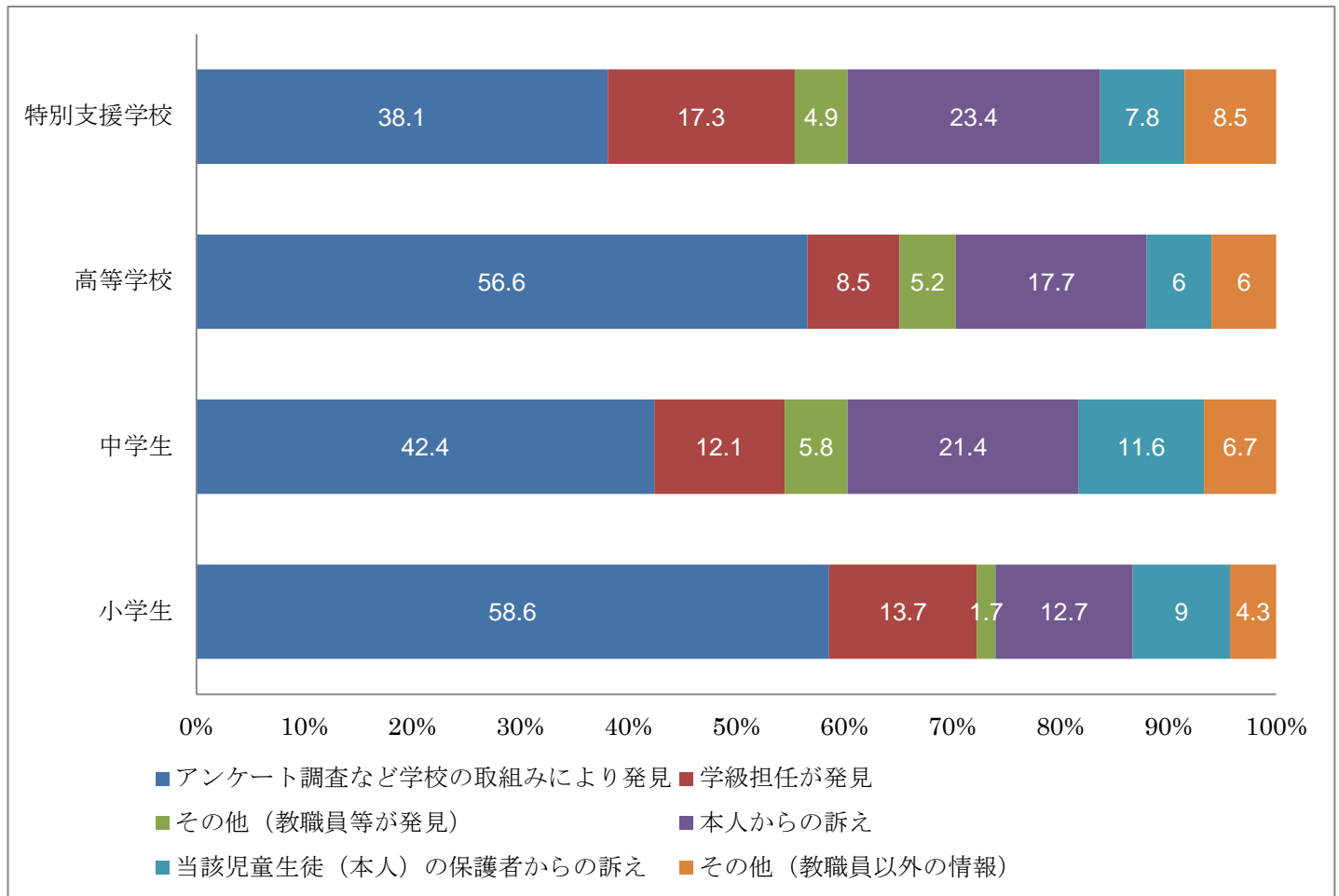
いじめ発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
学校の教職員等が発見	国立	333	65.7	210	54.3	6	46.2	7	77.8	556	60.7
	公立	86,181	74.1	37,071	60.8	9,713	74.7	484	60.1	133,449	69.9
	私立	246	39.8	1,042	45.0	1,707	52.5	1	33.3	2,996	48.4
	計	86,760	73.9	38,323	60.2	11,426	70.2	492	60.2	137,001	69.2
学級担任が発見	国立	78	15.4	26	6.7	1	7.7	2	22.2	107	11.7
	公立	15,825	13.6	7,324	12.0	863	6.6	138	17.1	24,150	12.6
	私立	196	31.7	356	15.4	519	16.0	1	33.3	1,072	17.3
	計	16,099	13.7	7,706	12.1	1,383	8.5	141	17.3	25,329	12.8
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)	国立	2	0.4	12	3.1	0	0.0	0	0.0	14	1.5
	公立	1,140	1.0	2,841	4.7	469	3.6	39	4.8	4,489	2.4
	私立	18	2.9	84	3.6	190	5.8	0	0.0	292	4.7
	計	1,160	1.0	2,937	4.6	659	4.0	39	4.8	4,795	2.4
養護教諭が発見	国立	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
	公立	361	0.3	484	0.8	84	0.6	1	0.1	930	0.5
	私立	4	0.6	29	1.3	48	1.5	0	0.0	81	1.3
	計	366	0.3	513	0.8	132	0.8	1	0.1	1,012	0.5
スクールカウンセラー等の外部の相 談員が発見	国立	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.1
	公立	292	0.3	151	0.2	24	0.2	0	0.0	467	0.2
	私立	2	0.3	10	0.4	15	0.5	0	0.0	27	0.4
	計	294	0.3	162	0.3	39	0.2	0	0.0	495	0.2
アンケート調査など学校の取組により 発見	国立	252	49.7	171	44.2	5	38.5	5	55.6	433	47.3
	公立	68,563	59.0	26,271	43.1	8,273	63.6	306	38.0	103,413	54.1
	私立	26	4.2	563	24.3	935	28.8	0	0.0	1,524	24.6
	計	68,841	58.6	27,005	42.4	9,213	56.6	311	38.1	105,370	53.2
学校の教職員以外からの情報により発見	国立	174	34.3	177	45.7	7	53.8	2	22.2	360	39.3
	公立	30,078	25.9	23,860	39.2	3,296	25.3	321	39.9	57,555	30.1
	私立	372	60.2	1,274	55.0	1,545	47.5	2	66.7	3,193	51.6
	計	30,624	26.1	25,311	39.8	4,848	29.8	325	39.8	61,108	30.8
本人からの訴え	国立	103	20.3	95	24.5	5	38.5	1	11.1	204	22.3
	公立	14,621	12.6	12,799	21.0	2,006	15.4	189	23.5	29,615	15.5
	私立	208	33.7	695	30.0	874	26.9	1	33.3	1,778	28.7
	計	14,932	12.7	13,589	21.4	2,885	17.7	191	23.4	31,597	15.9
当該児童生徒(本人)の保護者からの 訴え	国立	57	11.2	57	14.7	0	0.0	1	11.1	115	12.6
	公立	10,354	8.9	7,020	11.5	651	5.0	62	7.7	18,087	9.5
	私立	123	19.9	330	14.2	331	10.2	1	33.3	785	12.7
	計	10,534	9.0	7,407	11.6	982	6.0	64	7.8	18,987	9.6
児童生徒(本人を除く)からの情報	国立	8	1.6	17	4.4	0	0.0	0	0.0	25	2.7
	公立	2,823	2.4	2,499	4.1	440	3.4	47	5.8	5,809	3.0
	私立	15	2.4	161	7.0	241	7.4	0	0.0	417	6.7
	計	2,846	2.4	2,677	4.2	681	4.2	47	5.8	6,251	3.2
保護者(本人の保護者を除く)からの 情報	国立	5	1.0	8	2.1	2	15.4	0	0.0	15	1.6
	公立	1,865	1.6	1,202	2.0	120	0.9	15	1.9	3,202	1.7
	私立	25	4.0	80	3.5	64	2.0	0	0.0	169	2.7
	計	1,895	1.6	1,290	2.0	186	1.1	15	1.8	3,386	1.7
地域の住民からの情報	国立	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
	公立	156	0.1	149	0.2	8	0.1	2	0.2	315	0.2
	私立	1	0.2	4	0.2	2	0.1	0	0.0	7	0.1
	計	158	0.1	153	0.2	10	0.1	2	0.2	323	0.2
学校以外の関係機関(相談機関等含 む)からの情報	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	152	0.1	131	0.2	40	0.3	6	0.7	329	0.2
	私立	0	0.0	2	0.1	13	0.4	0	0.0	15	0.2
	計	152	0.1	133	0.2	53	0.3	6	0.7	344	0.2
その他 (匿名による情報など)	国立	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公立	107	0.1	60	0.1	31	0.2	0	0.0	198	0.1
	私立	0	0.0	2	0.1	20	0.6	0	0.0	22	0.4
	計	107	0.1	62	0.1	51	0.3	0	0.0	220	0.1
計	国立	507	100.0	387	100.0	13	100.0	9	100.0	916	100.0
	公立	116,259	100.0	60,931	100.0	13,009	100.0	805	100.0	191,004	100.0
	私立	618	100.0	2,316	100.0	3,252	100.0	3	100.0	6,189	100.0
	計	117,384	100.0	63,634	100.0	16,274	100.0	817	100.0	198,109	100.0

(注) 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

(引用) 平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」政府統計

いじめ発見のきっかけ 2

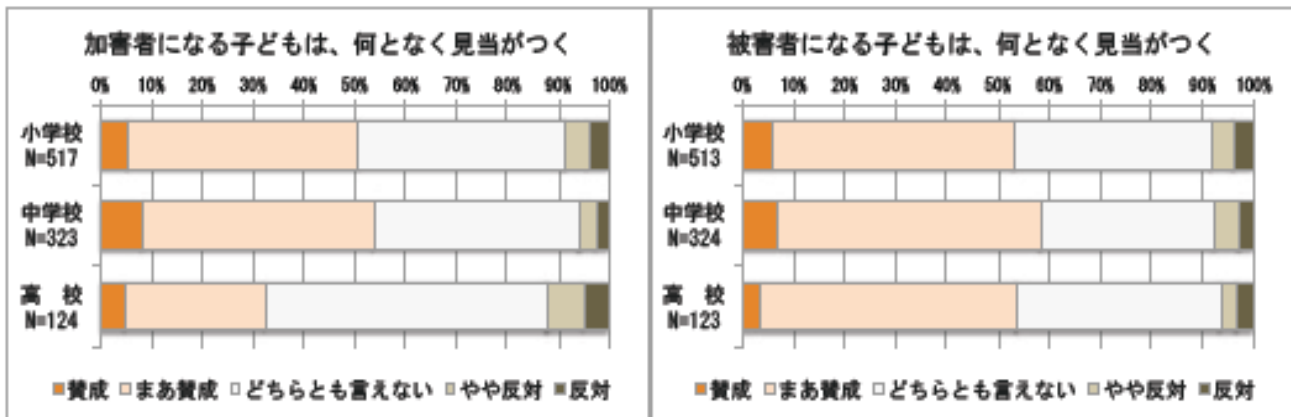


8

(参照)平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」政府統計を参考に CAP センター・JAPAN が作成

	平成 19 年度		平成 24 年度
アンケート調査などによる学校の取組みにより発見	22.7%	➔	53.2%
学級担任が発見	48.7%	➔	12.8%

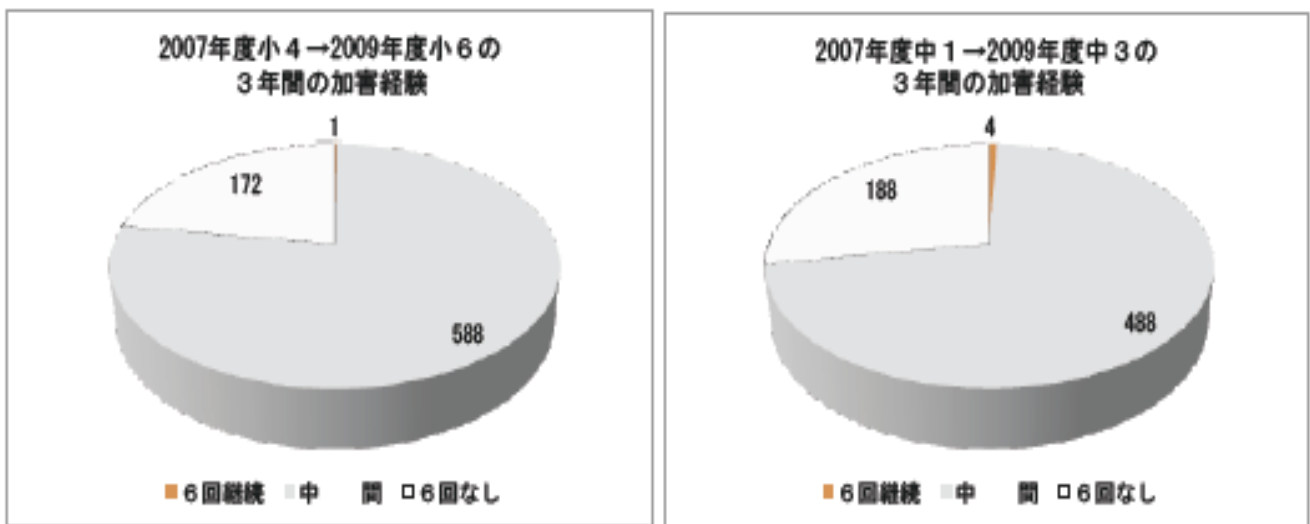
国立教育政策研究所が『いじめ・暴力防止に関する指導方法の在り方に関する研究』（平成 19～21 年度）の一環で行った教師対象の意識調査では、「いじめの加害者になる子どもはなんとなく見当がつく」「いじめの被害者になる子どもは、なんとなく見当がつく」という意見に対して、「賛成」または「まあ賛成」と回答した教師が、全体の半分になることがわかりました。



しかし、ほとんどの児童生徒は…

国立教育政策研究所の追跡調査の結果からは、3年間（小4から小6，中1から中3）で6回の調査の間に8割以上の児童生徒が被害者や加害者になることが分かっています。（下図参照）

要するに、教師が気づいた児童生徒以外にも、被害を受けていたり加害に加わっていたりする児童生徒が常に存在すると考えていく必要があります。一部の児童生徒の加害行為や被害行為を予測できたことで、すべての被害者・加害者全員を「発見できている」かのように思い違いをしないことが大切です。学級や学校の状況把握を適切に行う姿勢が求められます。



6回継続1、中間588、6回なし172

6回継続4、中間488、6回なし188

（出典）国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ追跡調査 2007～2009 いじめ Q&A』2010年6月

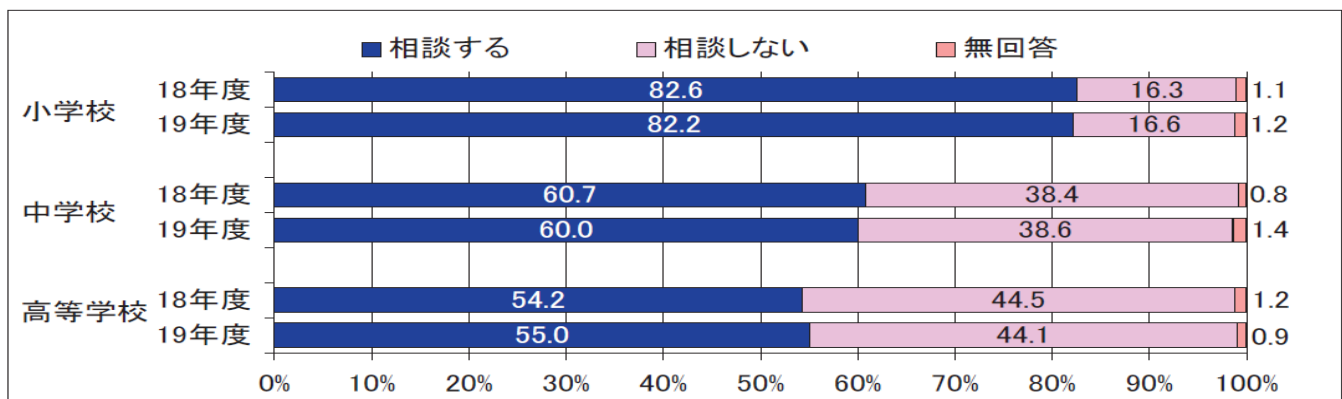
C市教育委員会は、平成18年度及び19年度に、小・中・高等学校の児童生徒（平成18年度約13万人、19年度約14万人）を対象にいじめの状況等に関する調査を実施した。調査の中で、「あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか」と尋ね、「相談する」と答えた児童生徒（平成18年度、19年度ともに約10万人）に対し、「誰に相談しますか」と尋ねました。

その結果、誰かに「相談する」と答えた児童生徒の割合は、小学校、中学校、高等学校と、学年が上がるにつれて低くなる傾向が見られます。

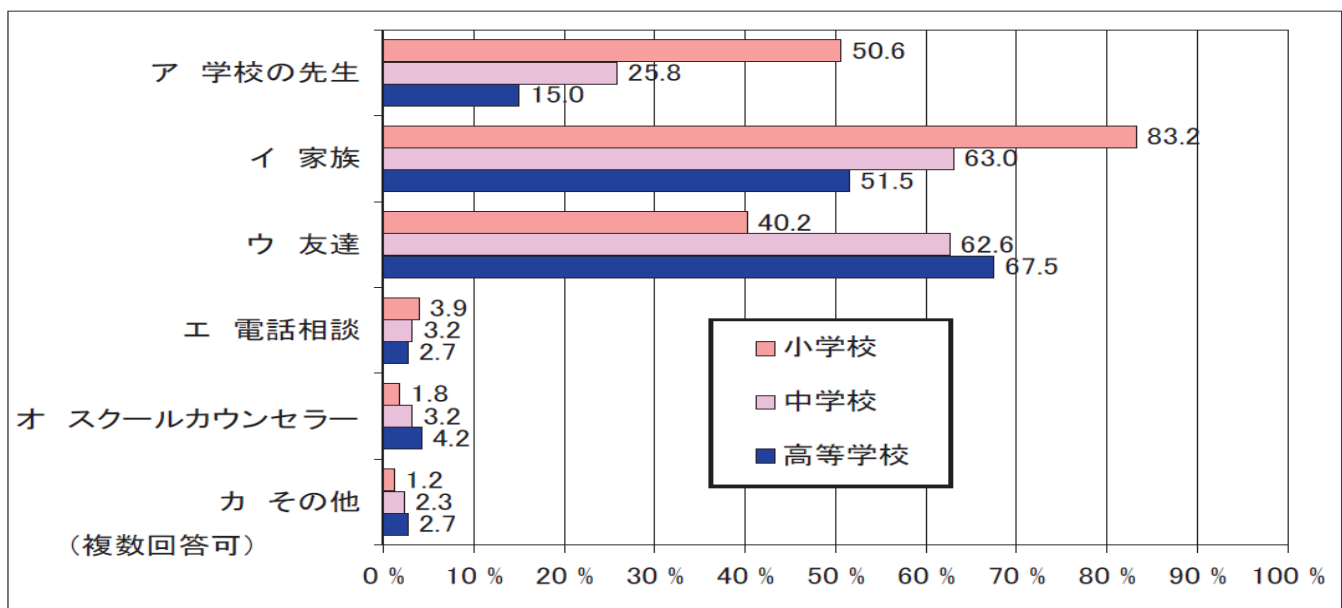
また、相談する相手については、学年が上がるにつれて、「学校の先生」や「家族」といったおとなから「友だち」へと移っていく傾向が見られた。平成19年度も同様の傾向でした。

このようなデータから、いじめの早期発見・早期対応に向けて、教師や保護者が子どものサインを少しでも早くとらえるよう努めるとともに、子どもがいつでも気軽に相談できる体制の充実を図ることが重要だと考えられます。

「あなたは、自分がいじめられたら、だれに相談しますか」



「だれに相談しますか」(「相談する」と答えた児童生徒約10万人、平成19年度)



(出典) 国立教育政策研究所「いじめ・暴力防止に関する指導方法のあり方に関する研究」(平成19~21年度)の一貫で行った教職員対象の意識調査